



不妊治療の特別休暇！事務職員等の結婚休暇！など 2021年度確定交渉受結する！

市教組はこれまで、「大綱」提示前に6回、提示後に4回の交渉を積み重ねてきました。前号で、市教委が提示した「大綱」を掲載しましたが、11月15日の最終交渉の場において、当局より「最終回答」の提示がありました。

私たち「北九州市教職員組合」は、JTU ほっきゅう3号でも掲載しているように北九州市の全ての教職員の「労働条件を改善して働きやすい職場」をつくるために存在しています。私たちが要求している全ての項目が解決できたわけではありませんが、毎年「勤務労働条件の改善」「諸権利の拡大」につなげています。最終交渉で妥結したものを抜粋してお知らせします。

【最終交渉に於いて妥結したもの(抜粋)】

交渉!

1 教職員の不妊治療のための休暇の新設

●一休暇年度に5日の範囲内とする。ただし、体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた範囲内とする。●会計年度任用職員についても、同様の取扱い

2 会計年度任用職員の特別休暇の新設及び改正

●「職員の出産」の改正 ●「配偶者等の出産」の新設 ●「職員の育児参加」の新設



3 病気休暇制度の改正(ただし経過措置の通り、令和5年3月31日までは1時間単位で取得できる)

① 正規教職員等の病気休暇 取得単位の改正・・・1日→●1日、半日相当又は1時間単位

※注意・・・1時間でも半日でも1回の取得で1日に換算される(ただし、人工透析を受ける場合は、1日、半日相当又は1時間単位)

② 会計年度任用職員の病気休暇 ●取得単位の改正・換算法も同じ

(※病気休暇をつかい勤務しなかった時間につき、その者の勤務1時間あたりの給与額を減額する)

4 特別休暇「職員の結婚又はパートナーシップ形成」に係る臨時的な要件の緩和(結婚休暇について)

現行

教育職員

結婚の日前5日から結婚の日後6ヶ月以内に休業日を除く連続する5日間取得することができる

教育職員以外

結婚の日は休暇の期間内(5日間)の日又は休暇の期間に連続する日でなければならない



臨時的緩和

●令和2年4月以降に結婚等を行った者(教育職員は令和4年9月30日まで)で結婚休暇を取得していない者は、令和5年3月31日まで結婚休暇を認める。

5 勤続10年、20年、30年、40年の教職員への職務専念義務免除の臨時的な延長

権限移譲後、4の結婚休暇については、教育職員と教育職員以外で権利の不平等が続いてきました。当局に対して結婚休暇を教育職員と同じように6ヶ月以内に取得できるように要求してきた成果ではありますが、期限付きであることは大きな課題であり、来年度以降も要求し続けていきます。

今回も「不妊治療の休暇の新設」「事務職員の結婚休暇に係る臨時的要件の緩和」「会計年度任用職員の権利拡大」などを勝ち取ることができました。みなさんが組合員であるおかげで、たくさんの人たちが救われ続けます。

市教組はこれからも、働きやすく、やりがいのある学校現場とするために闘い続けていきます。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください!



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL(093)953-0381

